

室蘭市監査公表第 1 号

令和2年度定期監査（前期）の結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき
監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙の
とおり公表する。

令和2年10月5日

室蘭市監査委員 松 岡 喜代孝

室蘭市監査委員 早 坂 博

令和2年度
監査結果報告書

(前期)

定期監査

室蘭市監査委員

目 次

室監報第6号 定期監査の結果に関する報告の提出について	1
第1. 監査期間	2
第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日	2
第3. 監査執行者	2
第4. 監査の範囲	2
第5. 監査の方法	2
第6. 監査の結果	3
1. 保健福祉部	4
2. 経済部	4
3. 会計課	5
4. 市議会事務局	6
5. 選挙管理委員会事務局	6

室 監 報 第 6 号
令和 2 年 1 0 月 5 日

室 蘭 市 長 青 山 剛 様

室 蘭 市 議 会 議 長 小 田 中 稔 様

室蘭市選挙管理委員会委員長 近 江 毅 様

室蘭市監査委員 松 岡 喜代孝

室蘭市監査委員 早 坂 博

令和 2 年度定期監査の結果に関する報告の
提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規
定に基づき、定期監査を執行したので、同条第 9 項の規
定により、その結果を次のとおり提出します。

第1. 監査期間

令和2年4月1日から令和2年8月26日まで

第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日

執行箇所	書類審査年月日
【保健福祉部】	
高齢福祉課	令和2年4月15日、16日
障害福祉課	令和2年4月17日
子育て支援課・主幹 [子育て相談]	令和2年4月20日、21日
生活支援課	令和2年4月30日
【経済部】	
産業振興課	令和2年5月12日
農水産課	令和2年5月13日
観光課	令和2年5月14日
【会計課】	令和2年5月11日
【市議会事務局】	
議事課	
【選挙管理委員会事務局】	

第3. 監査執行者

監査委員 松岡 喜代孝

監査委員 早坂 博

第4. 監査の範囲

令和元年度における財務に関する事務の執行及びこれらに関連する事務並びに経営に係る事業の管理状況

第5. 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかを主眼として、関係職員からの説明聴取を行うとともに、関係書類の抽出による検査、実地調査により監査を実施した。

第6. 監査の結果

全体を通じておおむね適正に処理されていると認められた。

また、公金取扱事務については、関係職員から公金の管理状況を聴取するとともに、金庫の実地調査により監査を実施したところ、適正に処理されていると認められた。

今回の監査では、支出事務において適正な手続きを経ずに物品を購入した不適切な事例が見受けられた。

これは、決裁権者を含む管理監督者が、決裁過程等において事務処理の誤りをチェックできていないことが原因と考えられる。

今後とも、管理監督者は、決裁過程等における精査を十分に行うとともに、所属職員に対する適切な指導・助言に努められたい。

なお、監査箇所ごとの細部にわたる注意又は留意すべき軽易な事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告書では省略した。

以下、監査結果の概要は、次のとおりである。

1. 保健福祉部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

ア. 物品の購入事務について

予定価格の総額が30万円以上である物品購入に係る事務手続において、同一の業者に3件に分けて、30万円未満の物品として、契約主管課長に依頼せず、随意契約により購入しているものが見受けられた。

室蘭市物品会計規則第7条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
(生活支援課)

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

2. 経済部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

3. 会計課

(1) 収入事務について

主として、収納した現金及び釣銭の保管に係る事務などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

備品の管理状況及び公印の管理状況について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

4. 市議会事務局

(1) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 財産管理事務について

備品の管理状況及び公印の管理状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

5. 選挙管理委員会事務局

(1) 収入事務について

主として、選挙費委託金、選挙費雑入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

備品の管理状況及び公印の管理状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。